



ネットワーク

～【町民のみなさん】と【町】その繋がりを架け橋します～



議員活動誌 パソコン版も合わせてご覧ください → 検索サイトで「やまさきゆうじ 京丹波町」ご検索ください

日々の議員活動をブログで綴っています ☆ 訪問者数 135.5万UU-毎月約1万5000人 448.8万PV



6月議会（令和4年第2回定例会）は、6月1日（水）から15日（水）までの15日間、開かれ、税の専決処分に関する3承認案件、1同意案件、地方税条例の改正案件、30%プレミアム商品券事業1億円、物価高騰に対応する学校給食事業100万円ほか一般会計補正予算案件、町営バス（小型）購入契約案件ほかを審議しました。なお、審議の概要および議決結果については、「議会だより」をご覧ください。

一般質問

◎6月議会では11人が一般質問を行いました。◎本紙面では、私の一般質問に関して、詳細にふれていきます。

山崎裕二 幅員3・0m未満の町道（以下、狭あい町道）の実延長と町道実延長に占める割合は。

町長 狭あい町道の実延長は約70kmで、実延長に占める割合は約18%です。

▼狭あい町道の拡幅整備を

山崎裕二 道路法第8条の規定にもとづき、議会の議決を経て、町長が認定した町道のうち、令和3年度末時点での1級・2級・その他町道の概要は。

町長 1級町道は42路線、延長は約52km、2級町道は49路線で約52km、その他町道は610路線、約284kmで、合計701路線、約388kmとなっております。

課長 主な基準は、1級町道が総幅員4m以上で延長1・5km以上の主要道路を結ぶもの、2級町道が総幅員2・5m以上で主要道路の迂回路の価値を有するもの、その他町道が総幅員2m以上、延長100m以上で、5軒以上の住居があり、地域内で利用度の高いものとなっております。

山崎裕二 合併以降のおよそ17年間における狭あい町道

の部分的なものも含めた拡幅整備件数は累計で何件か。
町長 整備件数は32路線で、現在、新たに4路線の改良事業を実施・計画しています。

山崎裕二 緊急時・災害時あるいは日常生活における狭あい町道の問題点をどのように認識・把握しているか。
町長 車の大型化、また、10年前と比較して、65歳以上の免許所持者も増えていますので、対応した整備をしなければならぬと認識しています。

山崎裕二 例えば、狭あい町道で事故が起こり、幅員の影響で、救急車による搬送に支障が生じ、万が一の事態が発生したと仮定した場合など、国家賠償法第2条にもとづく町道の設置・管理に係る瑕疵による求償や予見可能性の有無を争点とするような行政訴訟リスクに対する（町顧問弁護士の見解）。

町長 利用に際し、道路の狭さはリスクが非常に高いということでもあります。道路管理者としての責任を問われる可能性は想定しています。

山崎裕二 合併以降のおよそ17年間における狭あい町道の部分的なものも含めた拡幅整備件数は累計で何件か。
町長 整備件数は32路線で、現在、新たに4路線の改良事業を実施・計画しています。

山崎裕二 狭あい町道の拡幅整備の進捗状況が現況にある原因・理由をどのように分析しているか。
町長 拡幅部分に法面が多くあり、かつ急峻な場所が多い、家屋が連擔し、いわゆる支障物件が多数あるなど、拡幅箇所にかんがりの制約があることから、用地面が大きな原因ではないかなと考えています。

山崎裕二 地方公共団体が実施する狭あい道路に係る情報整備やセットバックなどの費用に対する国土交通省の支援（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金）を計画的に活用し、狭あい町道（建築基準法第42条第2項に規定するいわゆる2項道路を含む）の拡幅整備を加速していくべきではないか。
町長 道路台帳をもとに、面積や延長によって、基準財政需要額への算入はありますが、多くの狭あい部分があるため、対応し切れていません。

町長 利活用について、研究していきます。

山崎裕二 町においても、例規を設け、例えば、（買い取り、無償使用、寄附などに応じた）後退用地や隅切り用地の買い取り、測量・分筆あるいは所有権移転登記、門扉・塀または垣根などの撤去や後退、舗装工事、維持管理など、狭あい道路に接している敷地所有者などへ補償を行い、狭あい町道の拡幅整備を推進していくべきではないか。
町長 要綱や整備計画を定め、狭あい解消に積極的に取り組んでいる自治体について、しっかりと勉強し、引きつづき、道路利用状況や地元要望内容に応じ、隅切り、待避所や回転場などの局所的・部分的な改修も組み合わせて、狭あい解消に努めてまいりたいと考えています。



山崎裕二 地方公共団体が実施する狭あい道路に係る情報整備やセットバックなどの費用に対する国土交通省の支援（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金）を計画的に活用し、狭あい町道（建築基準法第42条第2項に規定するいわゆる2項道路を含む）の拡幅整備を加速していくべきではないか。
町長 道路台帳をもとに、面積や延長によって、基準財政需要額への算入はありますが、多くの狭あい部分があるため、対応し切れていません。

町長 利活用について、研究していきます。

山崎裕二 町においても、例規を設け、例えば、（買い取り、無償使用、寄附などに応じた）後退用地や隅切り用地の買い取り、測量・分筆あるいは所有権移転登記、門扉・塀または垣根などの撤去や後退、舗装工事、維持管理など、狭あい道路に接している敷地所有者などへ補償を行い、狭あい町道の拡幅整備を推進していくべきではないか。
町長 要綱や整備計画を定め、狭あい解消に積極的に取り組んでいる自治体について、しっかりと勉強し、引きつづき、道路利用状況や地元要望内容に応じ、隅切り、待避所や回転場などの局所的・部分的な改修も組み合わせて、狭あい解消に努めてまいりたいと考えています。

山崎裕二 地方公共団体が実施する狭あい道路に係る情報整備やセットバックなどの費用に対する国土交通省の支援（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金）を計画的に活用し、狭あい町道（建築基準法第42条第2項に規定するいわゆる2項道路を含む）の拡幅整備を加速していくべきではないか。
町長 道路台帳をもとに、面積や延長によって、基準財政需要額への算入はありますが、多くの狭あい部分があるため、対応し切れていません。

町長 利活用について、研究していきます。

山崎裕二 町においても、例規を設け、例えば、（買い取り、無償使用、寄附などに応じた）後退用地や隅切り用地の買い取り、測量・分筆あるいは所有権移転登記、門扉・塀または垣根などの撤去や後退、舗装工事、維持管理など、狭あい道路に接している敷地所有者などへ補償を行い、狭あい町道の拡幅整備を推進していくべきではないか。
町長 要綱や整備計画を定め、狭あい解消に積極的に取り組んでいる自治体について、しっかりと勉強し、引きつづき、道路利用状況や地元要望内容に応じ、隅切り、待避所や回転場などの局所的・部分的な改修も組み合わせて、狭あい解消に努めてまいりたいと考えています。

町長 利活用について、研究していきます。

山崎裕二 町においても、例規を設け、例えば、（買い取り、無償使用、寄附などに応じた）後退用地や隅切り用地の買い取り、測量・分筆あるいは所有権移転登記、門扉・塀または垣根などの撤去や後退、舗装工事、維持管理など、狭あい道路に接している敷地所有者などへ補償を行い、狭あい町道の拡幅整備を推進していくべきではないか。
町長 要綱や整備計画を定め、狭あい解消に積極的に取り組んでいる自治体について、しっかりと勉強し、引きつづき、道路利用状況や地元要望内容に応じ、隅切り、待避所や回転場などの局所的・部分的な改修も組み合わせて、狭あい解消に努めてまいりたいと考えています。

町長 利活用について、研究していきます。

山崎裕二 町においても、例規を設け、例えば、（買い取り、無償使用、寄附などに応じた）後退用地や隅切り用地の買い取り、測量・分筆あるいは所有権移転登記、門扉・塀または垣根などの撤去や後退、舗装工事、維持管理など、狭あい道路に接している敷地所有者などへ補償を行い、狭あい町道の拡幅整備を推進していくべきではないか。
町長 要綱や整備計画を定め、狭あい解消に積極的に取り組んでいる自治体について、しっかりと勉強し、引きつづき、道路利用状況や地元要望内容に応じ、隅切り、待避所や回転場などの局所的・部分的な改修も組み合わせて、狭あい解消に努めてまいりたいと考えています。

▼食育KIDS応援事業の引き続きの実施を

山崎裕二 きょうと食いく先生等派遣事業は、府内の幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校などへ、きょうと食いく先生を派遣することによって、農作業や調理などの体験を重視した食育（体験型食育）を支援し、多様な主体による食育を推進することを目的・趣旨とした府が実施する事業である。

町内には、きょうと食いく先生の認定者は、農林水産分野・料理分野で各何人おられるか。
町長 農林水産分野で6人、料理分野が3人、計9人認定されています。

山崎裕二 とりわけ、須知幼稚園において、派遣事業のひとつである食育KIDS応援事業（幼児を対象とした農林漁業、地域の食文化、栄養バランスに配慮した食生活などに関する体験、講話など）による取り組みが定期的に実施されてきた。取り組みの成果や感想は。

教育長 育てる体験、さらには、収穫した野菜を調理する体験をさせていただきました。指導を受けた園児たちは、体験活動に目を輝かせ、自ら調理したものをいただくという楽しさを実感したと聞いています。健全な食生活、食文

山崎裕二 地方公共団体が実施する狭あい道路に係る情報整備やセットバックなどの費用に対する国土交通省の支援（社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金）を計画的に活用し、狭あい町道（建築基準法第42条第2項に規定するいわゆる2項道路を含む）の拡幅整備を加速していくべきではないか。
町長 道路台帳をもとに、面積や延長によって、基準財政需要額への算入はありますが、多くの狭あい部分があるため、対応し切れていません。

町長 利活用について、研究していきます。

山崎裕二 町においても、例規を設け、例えば、（買い取り、無償使用、寄附などに応じた）後退用地や隅切り用地の買い取り、測量・分筆あるいは所有権移転登記、門扉・塀または垣根などの撤去や後退、舗装工事、維持管理など、狭あい道路に接している敷地所有者などへ補償を行い、狭あい町道の拡幅整備を推進していくべきではないか。
町長 要綱や整備計画を定め、狭あい解消に積極的に取り組んでいる自治体について、しっかりと勉強し、引きつづき、道路利用状況や地元要望内容に応じ、隅切り、待避所や回転場などの局所的・部分的な改修も組み合わせて、狭あい解消に努めてまいりたいと考えています。

裏面もご覧ください

表面もご覧ください

化を園児たちは学び、実感し、家庭にもいい影響を与えたのではないかと考えています。

山崎裕二 食のまちとしてのイメージを、味蕾が鋭い幼少期から共有していくとともに、町内外へのいっそうの浸透を図るためにも、4月から一斉開園となった認定こども園においても、同事業を活用した取り組みを引きつづき実施してはどうか。

町長 五感を使った体験を通じて、食の大切さ、農林水産業の役割などを伝える体験型食育活動として、こども園においても引き継げると考えています。地域の方とのつながりも大切にしながら、検討していきます。

▼太陽光発電施設の 厳格な適正管理を

山崎裕二 2017年(平成29年)3月策定の事業計画策定ガイドラインならびに同年4月改正施行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(本年4月、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、再エネ特措新法)に改題、改正施行)第9条第3項(再エネ特措新法では、第4項に繰り下げ)第1号および同法施行規則第5条第3号において、FIT(Feed-in Tariff: 固定価

格買取制度)事業者に対して、太陽光発電施設への柵の設置が義務付けられた(改正法規施行前の旧認定事業者は、1年以内に設置することの経過措置期間あり。本年4月開始のFITP(Feed-in Premium: 割増価格買取制度)事業者も対象)。

太陽光発電施設において、柵の設置を義務付けるに至った背景・要因について、換言すれば、柵が未設置な場合や不適切な場合、なにを問題とした(いまなお、問題としている)のかについて、どのように咀嚼しているか。

町長 柵が未設置な場合や管理ができていないといったことで、事故などで発電施設と地面との間に電気が流れている状態になったとき、第三者が感電などによって被害を受けることもあります。事業に関係のない方が容易に立ち入ることができないように柵の設置が義務付けられたのではと理解しています。

山崎裕二 ガイドライン策定や法規改正などにつづいて、経済産業省 資源エネルギー庁は、設置義務違反に対して、2018年(平成30年)11月、注意喚起文書、さらには、2019年(平成31年)2月、取り締まりについての文書を公表し、柵の不適合事例などを具体的に提示した。

しかしながら、町住宅団地などにおいて、不適合事例の集積傾向が看取できる。町内全域にわたって、太陽光発電

施設への柵の未設置や不適切設置についての状況は把握できているか。

町長 不適切案件は正確に把握ができていません。今後、把握に努めていきます。



山崎裕二 再生可能エネルギー

事業の不適切案件に関する情報提供フォーム(下記)を通じて、関係省庁と情報共有を図っていくべきではないか。

課長 不適切案件を把握した場合、場所、状況を確認し、事業者等を調査した上で、情報提供フォームを活用して、情報提供する

<https://saiene.go.jp/register/>
再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム

入力	入力内容確認	完了
----	--------	----

などの対応をしていきます。合わせて、不適切案件発見の際は、町へ情報提供いただき、町からお願いたします。

山崎裕二 設置義務違反に対して、町からも、行政指導(助言・指導・勧告)や行政処分(命令・公表)を順次、厳格に行っていくべきではないか。

町長 まず、関係省庁へ情報提供を行い、条例に基づき、適正な維持管理を怠ったり、周辺の生活環境等に影響を及ぼす恐れがあると認めるときなどには、指導、助言、勧告が行えると定めていますので、それに基づいて、順次、指導の対応を行っていきたく考えています。

▼太陽光発電設備の外部積立制度に対応した条例改正を

山崎裕二 2019年(令和元年)11月、経済産業省 資源エネルギー庁は、太陽光パネルの廃棄費用として、10年間の積立を義務化する方針を示し、一昨年2月、太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度(以下、積立制度)を閣議決定した。それらを受け、昨年9月、廃棄等費用積立ガイドラインを策定し、本年4月の再エネ特措新法ほか、エネルギー供給強靱化関連法規の一括改正施行とあわせて、一部改定も行った。

を対象に、売電が終了したときの発電設備の廃棄等費用の積立てを行う制度だと承知しています。

山崎裕二 積立制度(ガイドライン策定)の趣旨・位置付けは、これまでの経緯や実態をふまえ、とりわけ、このような制度改革を必要とした背景・要因をどのように理解しているか。従前からあった積立の考え方のななを問題とみたのか。

町長 今までの積立では、電力の買取価格の一部を廃棄等の費用として、事業者自ら積立てし、管理をしていく方式でしたが、廃棄費用を積立していない事業者が多数、存在することが判明し、発電事業終了後に必要な費用が確保できずに、設備を適正に処理せず、放置するといった事態の発生が危惧されたところでした。強制力を伴う制度改正は当然のことだと理解しています。

山崎裕二 昨年4月施行の京丹波町における太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例および同条例施行規則では、廃棄等費用の積立について、どのような条文を備えているか。

部長 条例第4条第3項で、事業者の責務として「事業者は、太陽光発電施設の適正な維持管理並びに事業終了後の適切な撤去及び処分のため、計画的な積立て等の方法により費用を確保しなければならぬ。」と定めています。

伴い、例規運用にあたって、今後、表面化、顕在化した場合、いっそう看過し難くなるような争点、敷衍すると、目下、据えている条文規定だけでは、演繹しきれないような課題は予見できないか。

課長 再エネ特措新法、同法施行規則の施行により、廃棄等費用を売電収入から源泉徴収的に差し引いて、外部機関に積み立てることとなり、積立金を取り戻すためには、一定の資料を提出し、経済産業大臣の確認を受けなければならぬと規定されています。

今回の積立制度の運用により、発電設備が適正に解体、撤去されるのではないかと懸念しています。

山崎裕二 役目を終えた太陽光発電設備が、いかなる場合も放置されることなく、速やかに撤去かつ適切に処分されることによって、地域住民の安全な生活や町の環境保全に寄与するよう、積立制度の内容や趣旨をふまえ、例規の点検、改正(追加)を行っていくべきではないか。

町長 太陽光発電については、今後、いろいろな課題が浮き上がってくると予見しています。廃止後の設備の解体、撤去等は適切に実施されなければならぬと考えています。再エネ特措新法 厳格化の趣旨をふまえ、再度、例規の点検を行い、必要に応じて、改正を行わなければならないと考えています。